

香川県報



第 34 号

平成 17 年

5月2日(月曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部を改正する規則

（農業経営課）

一

告 示

○介護保険法の規定による事業者及び施設の指定

（長寿社会対策課）

二

○平成十六年香川県告示第百九十一号（家畜伝染病予防法の規定による報告の徴求）の廃止

（畜産課）

三

○公有水面埋立工事の竣工認可

（水産課）

四

○道路の区域変更

（道路保全課）

五

○公有水面埋立工事の竣工認可

（港湾課）

六

○香川県証紙の売りさばき人の変更

（会計課）

七

公 告

●昭和四十七年香川県公告第百三十四号（農業振興地域の指定）及び昭和四十八年香川県公告第七十一号（農業振興地域の指定）の一部変更

（農政課）

八

●農業振興地域の指定

（農政課）

九

○平成十七年香川県公告第百三十二号（土地改良事業の適否決定）の一部訂正

（土地改良課）

一〇

○基本測量の実施の通知

（土木監理課）

一一

選挙管理委員会告示

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定

（選挙管理課）

一二

収用委員会公告

○土地収用法の規定による収用の裁決手続の開始の決定

規 則

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十三号

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部を改正する規則

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則（昭和三十一年香川県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「農業共済組合連合会及び」及び「（以下「農業共済団体」という。）」を削り、「事務に」を「共済事業の事務の執行に」に改める。

第二条を次のように改める。

（補助金交付対象経費及び補助金の額）

第二条 補助金の交付の対象となる経費は、前条第一項の経費のうち、次に掲げるものとし、交付する補助金の額は、別に定める額とする。

一 人件費

二 旅費

三 庁費

四 委員等の報酬

五 危険段階別共済掛金率の普及推進費

第三条及び第四条第一項中、「農業共済団体」を「農業共済組合」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「~~（記号欄）~~」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の規定は、平成十七年度分以降の補助金について適用し、平成十六年度分までの補助金については、なお従前の例による。

告 示

●香川県告示三百四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七七〇六 〇〇二五六	おおかわ交通ケアセンター さぬき市津田町津田九一九番地二	株式会社おおかわ交通 代表取締役 佐藤邦明 さぬき市津田町津田九一九番地二	平成十七年 四月十五日	訪問介護 の種 類
三七七一四 〇〇四八二	グループホームほととぎす 香川郡香川町大字川東 下字鴨島六七二番地五	特定非営利活動法人ほととぎすの会 理事長 小磯治雄 坂出市旭町三丁目一番 二二三号	〃	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七一五 〇〇八八五	綾南町指定訪問入浴介護事業所 綾歌郡綾南町大字滝宮 二七六番地	社会福祉法人綾南町社 会福祉協議会 会長 藤井賢 綾歌郡綾南町大字滝宮 二七六番地	〃	訪問入浴 介護

●香川県告示第三百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十二条の規定による、平成十六年香川県告示第九十一号（家畜伝染病予防法の規定による報告の徴求）で告示した報告徴求については、平成十七年四月第五週分の報告をもって中止する。なお、同告示は廃止する。

平成十七年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第三百六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、直島町役場建設経済課において平成十七年五月二日から十年間閲覧に供する。

平成十七年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 竣功認可年月日
平成十七年四月二十一日
- 二 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
香川県
高松市番町四丁目一番十号
香川県知事 真鍋 武紀
- 三 埋立区域
1 位置
香川郡直島町字神子持三二九八番、三二九八番に隣接する無番地、字姫宮五一八番七、字積浦四七八九番地先公有水面
- 2 区域
次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成十四年秋分の満潮位（T・P・十
一・三一〇メートル）における公有水面と陸地との境界線及び②の地点から②の地点
を順次に結んだ線並びに①の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域
①の地点 二等三角点直島（北緯三四度二七分二一・七二三秒、東経一三三度五
九分〇六・一七三〇秒。以下「基点」という。）から九五度四七分〇〇秒、
一、三三二・一三メートルの地点
②の地点 ①の地点から一四六度三三分四六秒 一〇三・六三メートルの地点
③の地点 ②の地点から三四〇度二七分〇四秒 三・六〇メートルの地点
④の地点 ③の地点から三三六度四二分一四秒 五・〇二メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から三三四度一六分一七秒 五・〇五メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三三二度二三分〇三秒 五・〇一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三二八度三四分二三秒 五・〇三メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三二六度二五分二五秒 五・〇三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三二四度四四分二六秒 五・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三二二度四六分五〇秒 五・〇一メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三二一度三一分五七秒 五・〇三メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三二〇度三六分四八秒 五・〇六メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三一九度五〇分五八秒 五・〇二メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三一九度四六分二八秒 四・九八メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三二〇度一三分四二秒 四・九八メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三二一度〇一分二七秒 五・〇七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から三二二度一四分一二秒 五・〇四メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から三二二度五五分四六秒 四・九七メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から三二四度五三分四七秒 四・九六メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から三二七度二〇分二六秒 五・〇〇メートルの地点
- ㉑の地点 ㉐の地点から三二九度二二分二八秒 五・〇〇メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から三三二度五七分一七秒 五・〇九メートルの地点

3 面積

九三二・八三平方メートル

四 埋立地の用途

道路用地

五 埋立免許年月日及び番号

- 1 免許年月日
平成十五年六月五日
- 2 免許番号
一五水産第二四〇四号

●香川県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月二日から同年五月二十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年五月二日

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三百十八号
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
東かがわ市西山字山下四〇番七地 先から 東かがわ市西山字山下四〇番七地 先まで	一一・八 }	一九・〇	}	五〇	道路災害復旧工事に伴う区域変更
	一九・〇	四五・〇			

●香川県告示第三百八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

その関係図書は、東かがわ市事業部建設課において平成十七年五月二日から十年間閲覧に供する。

平成十七年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣工認可年月日

平成十七年四月二十二日

二 竣工認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県
高松市番町四丁目一番十号

三 香川県知事 真鍋 武紀
埋立区域

1 位置

東かがわ市引田字川向二七七三番二、二七七三番三、二七七三番四、二七七四番一、二七七四番一四、二七七四番一五及び二七七四番一七の筆界未定地に接する無番地地先並びに同市引田字川向二七六八番八地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と⑨の地点を結ぶ平成十五年春分の満潮位(D・L・十一・七三六メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑨の地点 四等三角点城山(北緯三四度二三分五九・六三二秒、東経一三四度二四分三三・九六一秒。以下「基点」という。)から二三三度五〇分二〇秒、五五二・七四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三三三度三九分三九秒 一八・二六メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二四三度三九分三三秒 一二・二四メートルの地点

3 面積

一七二・四三平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成十六年三月三十一日

2 免許番号

一五港湾第五五一四八号

●香川県告示第三百九号

香川県証紙条例(昭和三十九年香川県条例第十一号)第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十七年五月二日

一 住所

高松市寿町一―三一六

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 氏名

変更前 香川県農業協同組合 代表理事理事長 遠山 建治
変更後 香川県農業協同組合 代表理事理事長 大久保 厚
売りさばき場所

三

- 高松市下田井町三六七―一 高松南部支店
- 丸亀市綾歌町岡田下五二三―四 岡田支店
- 丸亀市綾歌町栗熊東四〇八―一 栗熊支店
- 丸亀市飯山町下法軍寺五四五―一 法勲寺支店
- 丸亀市飯山町川原九八三 坂本支店
- 坂出市駒止町一―一―一 坂出市支店
- 善通寺市上吉田町六一二―一 善通寺支店
- 善通寺市原田町三〇五 龍川支店
- さぬき市津田町津田一〇〇八―四 津田支店
- さぬき市寒川町石田西一五二五 四国大川支店
- 東かがわ市中筋四五―一 譽水支店
- 小豆郡内海町安田甲一四四―一四二 内海支店
- 小豆郡内海町苗羽甲一〇七―一 苗羽支店
- 小豆郡内海町福田甲四〇七―三 福田支店
- 小豆郡土庄町甲二九〇―一 土庄支店
- 小豆郡池田町大字池田一〇一―一 池田支店
- 香川郡香川町大字川東上九五五 香川支店
- 綾歌郡綾上町山田上甲一二八七―一 山田支店
- 綾歌郡綾南町大字陶四一五三―一 陶支店
- 綾歌郡綾南町大字滝宮五二九―一 滝宮支店
- 綾歌郡国分寺町新居五五七―一 国分寺支店
- 綾歌郡国分寺町新名四四〇―九 国分寺南支店中央出張所
- 仲多度郡満濃町大字吉野下一一四一―一 協栄支店
- 仲多度郡琴平町榎井六四五―一 琴平町榎井支店
- 仲多度郡仲南町大字十郷字買田二四〇 十郷支店

- 三豊郡高瀬町大字上高瀬一二七一―一二 上高瀬支店
- 三豊郡豊中町大字本山甲八三八 豊中本山支店
- 三豊郡豊浜町大字和田浜一四〇五一―一 豊浜支店

公 告

●香川県公告第二百八十号

昭和四十七年香川県公告第二百三十四号（農業振興地域の指定）及び昭和四十八年香川県公告第七十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

平成十七年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一 昭和四十七年香川県公告第二百三十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

二及び三を削り、四を二とし、五を三とし、六を四とする。

第二 昭和四十八年香川県公告第七十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

二を削る。

●香川県公告第二百八十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定し、同条第五項の規定により公告する。

平成十七年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 地域の名称

丸亀農業振興地域（丸亀市）

二 指定区域

丸亀市の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域

- 1 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）による都市計画区域内の用途地域
- 2 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づき定められた国有林の地域別の

森林計画の林班番号四十七の区域

- 3 綾歌町岡田上字国吉二三〇九から二三一一一まで、二三二二一七、二三二二一八、二三二二一九から二三二二二九まで、二三二二二一三、二三二二二二一五まで、二三二二二一七、二三二二二一九から二三二二二四一、二三二二二四六、綾歌町栗熊西字畦田四一―四九、四一―七三、四二―一八、四二―一〇、四二―一二から四二―一四まで、四二―三三、四二―三三、四二―三六、四二―三八、綾歌町栗熊西字一ノ坂九二―一、一三八、一三八―二、一三八―四
 - 4 本島町長島、向島及び辨天島の区域
- その関係図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。

●香川県公告第二百八十二号

平成十七年香川県公告第二百三十二号（土地改良事業の適否決定）の一部を次のように訂正する。

平成十七年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「琴平町農政課」を「満濃町建設課」に改める。

●香川県公告第二百八十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十七年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量（基準点測量）

二 作業期間

平成十七年五月九日から平成十八年三月二十四日まで

三 作業地域

木田郡 庵治町

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第三十七号
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十七年五月二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム明日香	善通寺市原田町一五六一―五	平成十七年四月二十一日

収用委員会公告

●香川県収用委員会公告第三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成十七年五月二日

香川県収用委員会

- 一 起業者の名称
香川県
- 二 事業の種類
高松広域都市計画道路事業三・二・一〇二号中新町詰田川線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表のとおり
- 四 土地所有者の住所及び氏名
高松市室新町一〇三三番地二 有限会社黒川ホンダ商会 取締役 黒川英芳
- 五 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
高松市亀井町五番地の一 株式会社百十四銀行 代表取締役 竹崎克彦 根抵当権
東京都港区南青山二丁目一番一号 本田技研工業株式会社 代表取締役 福井威夫 根抵当権

別表 所在 香川県高松市木太町字洲端地内

地 番	地 目		地 積		用 意 しよる 土地の 積 面	備 考
	登記簿	現 況	登記簿	実 測		
2193番7	宅地	宅地	501.40 m ²	511.56 m ²	118.39 m ²	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のa, b, c, d, e, aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域

当権
高松市屋島東町一〇九五番地六七 今村謙一 根抵当権
高松市仏生山町乙九三番地二 岡本邦彦 借地権
東かがわ市三本松一九八九番地一三五 間口一彦 権利内容の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権
六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十七年四月十九日
(「添付実測平面図」は、省略し、その図面は香川県土木部土木監理課用地対策室において縦覧に供する。)

平成十七年五月二日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

